

はるきTIMES

第4号（2020年 春）

発行：はるき法律事務所

〒541-0053

大阪府中央区本町1丁目7番1号 三星本町ビル8階

TEL 06-4708-8611 FAX 06-4708-8612

みなさまに

春が

来る

おてつだいを
させていただきます。

今号トピック

- ※新型コロナウイルスで契約はどうか？
- ※民法が変わりました（相続について）
- ※はるきだより

～ 新型コロナウイルスで契約はどうなる？ ～



新型コロナウイルスの影響で、企業に採用が内定されているのに内定が取消しになっていますね。内定取消しをしていいのでしょうか？

合理的な理由がない限り、内定取消しはできません。たとえば、内定した人を採用したら、資金ショートして倒産してしまうとか、会社が整理解雇をしないといけない状況になってしまったとかいった事情があれば、内定取消しができますが、そのような事情がなければ内定取消しは難しいと思います。



便器の取り付けを依頼していて内金も支払ったのですが、新型コロナウイルスのために便器が入ってこなくて工事ができない場合、解約して内金を返してもらうことはできますか？

解約ができるのは、通常2つの方法があります。1つは相手が自己の責任で義務を行わないときです。これを「債務不履行」といいますが、債務不履行があれば解約できます。今回は新型コロナウイルスによって部材を調達できなかったため、相手に責任がなく、債務不履行にはなりません。もう1つは契約で解約することができます。契約書に「白紙撤回可能」という定めがあれば解約できますが、そういう定めがなければ解約できません。



そうすると、契約に白紙撤回ができるという定めがなければ解約できないので、内金は返ってこないということですか？

返すという合意ができれば返ってきます。また、部材を調達できないということは工事ができないということなので、相手の「便器を取り付ける義務」というのが行えない状況です。この状況を「履行不能」というのですが、相手の義務が履行不能になったときに、こちらの「代金を払う」という義務がなくなるのか、といった問題があります。これについては法律上、代金を払う義務はなくなるとされています。ですので、内金は返ってこないということになります。



皆さん、新型コロナウイルスで、生活や企業活動に影響が出ていると思います。弊所では、できる限り皆さんの「分からない」や「不安」がなくなるよう努力したいと思っていますので、なにかあれば遠慮なくご相談ください。新型コロナウイルス関連のご相談は初回無料です。



民法が変わりました（相続について）

今回は以前取り上げた相続についての民法改正のお話の続きとなります。④遺留分制度の見直し、⑤配偶者居住権の創設、⑥婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置です。なお、今回の改正では細かく規定されていますが、主に制度の大きな枠組みについてご説明します。

④ 遺留分制度の見直し

遺留分とは、相続人（兄弟姉妹以外）の生活保障の観点から最低限の取り分として民法で認められている相続分です。そして、遺留分を侵害された相続人は、請求によって侵害分を回復することができるかとされています（旧民法1031条、これを遺留分減殺請求とといいます）。しかし、これまでの制度では、遺留分を回復した場合、例えば不動産については相続人間の共有関係にあるとされていたため、法律関係が複雑となり、侵害された分を金銭で支払を受けようとすると、相続人は、さらに共有物の分割請求などをしなければならず、紛争が長期化する原因ともなっていました。

しかし、遺留分を侵害された相続人は、金銭の支払いを受けることで解決を望んでいることが多いというのが実情です。そこで、民法は、遺留分を金銭債権とすることで、金銭の支払を請求することができるかと明記されました（民法1046条）。さらに、遺留分の計算方法についても明文化されました（民法1046条）。

⑤ 配偶者居住権の創設

今回の民法で新たに新設された権利です。これまでは、配偶者が自宅不動産の贈与等を受けていなかった場合、配偶者が自宅を相続すると相続分のほとんどを不動産が占めることとなり、預金などの財産を取得できなくなるため、配偶者の生活保障にとって問題があるとされていました。そこで、相続開始の時に被相続人の財産に属する建物に居住していた配偶者は、原則として終身または遺産分割終了時から一定期間、無償で建物の使用権が認められることとなりました（民法1028条）。

配偶者居住権は、特に不動産以外に財産がなく、相続人が不動産を換価して分割しようとする場合に、居住している配偶者に法律上居住権が認められることとなる画期的な制度といえます。反面、居住権の評価が複雑であること、後に居住配偶者が施設などに転居する場合に居住権を換価することができないため、配偶者居住権の取得が配偶者を保護することになる場面が少なく、実際に利用される事例は少ないのではないかと指摘もあります。

しかし、配偶者に法的な居住権を認めたことで、事実上、不動産のみが相続財産である場合に配偶者を追い出すような結果となる売却はまずできないという意識が広がりますので、今後の相続の紛争に大きな影響が出てくると考えられます。そうなれば、法的に認められた配偶者居住権の存在により相続の紛争が起こりにくくなりますので、実際に利用されるかどうかとは別にしても意義は十分あると思います。

⑥ 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置

婚姻期間が20年以上の夫婦間において、居住用の不動産（土地建物）を遺贈または贈与した場合、対象となる不動産についてはこれまで遺産の先渡しとして相続財産に含めて計算されてきました。このため、配偶者の具体的な相続分は結果的に遺贈や贈与がなくとも同じとなっていました。

しかし、今回の改正により、居住用の不動産を2019年7月1日以降に遺贈、または贈与した場合は、対象となる不動産は原則として相続財産に含める必要がなくなりました（民法903条4項）。

この結果、配偶者の相続分が改正前よりも増えることが多くなります。

今回もお読み頂きありがとうございました。

（東原直樹）

取扱業務

<企業向け業務>

コンプライアンス体制を
作るための
総合アドバイザー

企業活動における
法律に関する
アドバイザー

顧問契約

<個人向け業務>

遺言作成

相続問題

夫婦関係問題

その他、法律に関するご相談を承ります。

- ★いつもアンケートはがきにご回答いただき、ありがとうございます。
皆様の声がとても参考になっております。期限等ありませんので、いつでも
ご回答お待ちしております！
- ★相続に関するご相談、新型コロナウイルス関連のご相談は初回無料です。

★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ はるきだより ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★

新入社員を迎える時期ですね。会社では当たり前の「ほうれんそう」がありますが、続きに「おひたし」がある事を最近教えてもらいました。

【お】怒らない・【ひ】否定しない・【た】助ける・【し】指導する
これは人を育てる言葉だそうです、「育てる方も、育てることによって育つ」と思い、育てる側と育てられる側の両方に当てはまる「相コトバ」だと思いました。
相手に何故そうなったのか怒らず意見を聞き、今後はどのようにしたら良いのか指導しながら助ける環境。逆にその環境なら、環境や状況に腹を立てず間違ったことを素直に認め助けてもらい、指導も気持ち良く受け入れられるのではないかな。と勉強になりました。(S)

趣味で洋裁を習っています。製図をして型紙を作成し、布地を裁断。平面が立体になっていき、洋服が出来上がる過程はとても楽しいです。綺麗に仕上げるには、裏地や縫いしろの始末など、見えない部分も手を抜けません。洋服を作っていると、一つのを完成させるには多くの手間がかかること、そして表に見えているだけが全てではないことがよく分かります。某CMで「世界は誰かの仕事でできている。」という言葉がありました。当たり前が当たり前でなくなっている今、この言葉のとおり、本当に沢山の誰かのおかげで社会が成り立っているということ、改めて実感しています。(Y)

★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ はるき法律事務所 ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★

はるき法律事務所 弁護士 堀内朗仁 弁護士 東原直樹 (大阪弁護士会所属)
〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目7番1号 三星本町ビル8階
TEL 06-4708-8611 FAX 06-4708-8612 HP <http://www.harukilaw.jp/>